

## 設計業務B[総括監督員用]

1. 契約番号	〇〇-〇〇-〇〇〇〇						1 - 1 総括監督員 〇〇部長 〇〇〇〇			
2. 委託名	〇〇〇〇業務委託〇〇〇〇線その〇〇						平成〇〇年〇月〇〇日			
評価項目	評価の視点	配点 (配点内訳)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣る	劣る	項目別評価(5段階)	得点	備考
			5	4	3	2	1			
専門技術力	業務執行技術力	業務執行技術力 ・基礎点A=20点 ・加算点B=80点	100	・当該業務の目的と内容の理解について、特に評価できるものであったか。				得点=基礎点A+加算点B×(項目別評価計/25or30)  口頭か文書かを問わず監督員等から指導(間違いの指摘を含む)や助言を受けた場合、以下の評価とする。 ・成果品納入前に受けた場合(やや劣る(2点)) ・成果品納入時以降に受けた場合(劣る(1点))		
				・当該業務に必要な情報の把握について、特に評価できるものであったか。						
				・当該業務に対する検討項目及び検討手法について、特に評価できるものであったか。						
				・当該業務の打合せ資料の内容について、特に評価できるものであったか。						
				・当該業務に必要とされる技術力を十分に發揮し、特に評価できるものであったか。						
				・その他 (理由 : )						
	点数の補正		評価の視点項目だけでは評価できない場合、±3点の範囲で補正できる。(但し、100点を超える補正はできない。)						得点欄に直接記入する。	
	小計		100							<b>B②</b>
プロセス評価	取組姿勢	責任感 ・積極性 ・倫理観	責任感 ・積極性 ・倫理観 ・基礎点A=20点 ・加算点B=80点	100	・企業として積極的に技術の研鑽に取り組んでいるか。			得点=基礎点A+加算点B×(項目別評価計/20or25)  口頭か文書かを問わず監督員等から指導(間違いの指摘を含む)や助言を受けた場合、以下の評価とする。 ・成果品納入前に受けた場合(やや劣る(2点)) ・成果品納入時以降に受けた場合(劣る(1点))		
					・当該業務遂行にあたって、取り組みへの積極性・責任感に対して評価できるものであったか。					
					・地域への貢献等に関して、特に評価できるものであったか。					
					・業務遂行中、新たに発生した課題等に対して、社内全体として体制の拡充を図る等により、作業(業務)を完成させたか。					
					・その他 (理由 : )					
					点数の補正		評価の視点項目だけでは評価できない場合、±3点の範囲で補正できる。(但し、100点を超える補正はできない。)			
	小計		100						<b>B⑨</b>	<b>0</b>

※表の使用方法・・・・・該当する項目別評価点(青部)のみ代入すれば自動計算します。

## 設計業務B[総括監督員用]

1. 契約番号	〇〇-〇〇-〇〇〇〇					1 - 2 総括監督員	〇〇部長 〇〇〇〇		
2. 委託名	〇〇〇〇業務委託〇〇〇〇線その〇〇					平成〇〇年〇月〇〇日			
評価項目	評価の視点	該当の有無	過失割合が大きい	過失割合が中	過失割合が小さい	・項目別に過失割合で判断し、-3点～-1点を減点する。	項目別減点	減点	備考
6 業 務 執 行 に 係 る 過 失 に 伴 う 減 点	I. 業務執行上の過失 (減点は最大15点まで)		・業務執行上、指摘又は指導等を行ったが改善されなかった。				0	0	・業務執行上の過失は最大15点までとする。 ・守秘性に係る過失の減点は最大3点までとする。
			・関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた、又は問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。						
			・業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。						
			・業務実施体制に問題があった。						
			・その他（理由： )						
	II. 守秘性に係る過失 (減点は最大3点まで)		・業務に関する情報漏洩があり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。				0	0	
			・その他（理由： )						

※表の使用方法・・・・該当する項目別評価点（青部）のみ代入すれば自動計算します。

評価項目	該当の有無	評価項目	項目別減点	減点
7. 事 故 等 に よ る 減 点		・指名停止が1ヶ月を超える (-15点)	0	0
		・指名停止が1ヶ月まで (-10点)		
		・文書注意 (-5点)		
		・口頭注意 (-3点)		
8. その他 ①瑕疵修補及び損害賠償による減点		・故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施 (-20点)	0	
		・瑕疵修補又は損害賠償の実施 (-10点)		
8. その他 ②低入札価格調査における虚偽説明等による減点		・受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告の場合 ・相当の理由なく期限内に調査票等の提出がないとき (-10点)	0	
		・調査票等に多数記入ミスがあるとき ・調査票等に一部不備があるとき (-5点)		
		・調査票等に一部記入ミスがあるとき ・調査票等に軽微な不備があるとき (-3点)		

※表の使用方法・・・・該当の有無欄（青部）に○を代入すれば自動計算します。